

会 長 談 話

令和2年（2020年）9月3日

福岡県弁護士会会長 多 川 一 成

本日、福岡地方裁判所において当会所属の中山栄治会員に対し、道路交通法違反（酒気帯び運転）の罪で有罪判決が下されました。中山会員は、令和元年12月17日、知人と行ったゴルフ場で相当量の飲酒をした上で、知人が運転する車で帰宅し、短時間休憩した後、午後5時42分頃、酒気を帯びた状態で自ら車を運転したという事実で福岡地方裁判所に起訴されていました。

社会全体が飲酒運転の撲滅を目指して取り組んでいる中で、弁護士である当会会員が飲酒運転により有罪判決を受けたことは、当会としましても大変遺憾に存じます。飲酒運転は、それ自体が極めて危険な行為で、決して許されるものではなく、今回の有罪判決は残念でなりません。

当会におきまして、今後二度とこうした事件が起こることがないように、改めて全会員への注意喚起を徹底し、市民の皆様の信頼回復に向けて取り組んでいきたいと考えています。

以上